

刈谷市自治基本条例制定に向けた方針素案に対する意見と市の考え方

No	対象項目	ページ	意見	考え方
1	全般	—	雇用の70%を担っている中小企業を活性化することは今後の刈谷、ひいては日本全体にとって不可欠の要素である。現政府により閣議決定された中小企業憲章の骨子を中小企業という枠組みを明文化して盛り込んでほしい。	3定義(1)市民において、「市民」を「市内において事業又は活動を行う者」と定義しており、この中に、中小企業を含めて規定しています。
2	全般	—	自治条例は現在の地域団体を指していると思われますが、自治会はありません。名ばかりの自治会があり連合会長のように役員だけ作ってなお報酬を付けるのは整合性がない証拠では？今度の条例で解消されるのですか。	刈谷市には多くの自治会がありますが、いずれもそれぞれの地域で自主的に活動していただいています。 なお、これら自治会の役員の方々に、市から報酬は支払っていません。
3	全般	—	条例があればよい、と言うものではないので、他の行政の条文には関係無く、刈谷市らしい特徴のある条例をつくり、全国の模範となるようなものを望みます。	国内において自治の認識に大きな違いがない中では、意図して差異を設ける余地は少ないと思われますが、その中で次世代を担う子どもたちの健全な育成を社会全体が作ることを定めた「子どもへの責務」を独立した項目として設けていることは、刈谷市らしい特徴であると考えています。 また、この条例には前文を設ける予定ですが、そこには積極的に刈谷らしさを織り込んでいきます。
4	全般	—	(全般)身障者など弱者に対する配慮を追加すべきと思います。	自治の基本原則の1つである、共存・協働の原則に規定したとおり、誰もが互いの特性をいかし合い、持てる能力を最大限に発揮することが重要であると考えています。
5	総則	3	1目的中、市民主体の自立した地域社会を構築し、住みやすく魅力的な刈谷市を実現することを目的とします。に改めてください。	自治基本条例の目的は、市民主体の自立した地域社会を構築することにあります。その結果、住みやすく魅力的な刈谷市を実現することができると考えています。
6	総則	3	(p. 3)「住みやすく魅力的な刈谷市」は「基本構想に掲げる将来都市像が実現される住みやすく魅力的な刈谷市」とすべきと思います。	ご指摘の点について、めざすべきまちの姿は、基本構想に掲げる将来都市像という考えもありますが、より広い意味で捉え、「住みやすく魅力的な刈谷市」という表現にしています。
7	総則	3	(p. 3)「コミュニティ」の定義(自治会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他地域の課題等に自ら取り組む団体)を「定義」に加えるべきと思います。	「コミュニティ」という言葉は「20 コミュニティ」以外では使わないため、その項目で定義しています。

刈谷市自治基本条例制定に向けた方針素案に対する意見と市の考え方

No	対象項目	ページ	意見	考え方
8	総則	4	第1章総則3. 定義(1)において「市民」の定義が行われています。この定義は既に既存条例等においても多く使われているものと思います。その中で、「市内において事業又は活動を行う者または団体」との表現は非常に広く解釈出来ます。例えば、東京や名古屋に事業所があって刈谷市を担当している営業担当者または管理者が時々刈谷市に来て営業活動等を行う場合、彼らは(刈谷)市民に該当することになる。これでいいのでしょうか？ そのような仕事形態をとっている人は、日本各地の市民になっていることとなります。⇒刈谷市に事業所を有すること等を入れないといけないのではないかと？	ご指摘の点について、このまちが住みやすく魅力的なまちとなるために主体的に関わっていこうという思いを持っている方を、あえて外すものではないと考えており、自治の主役である市民を広く解釈しています。
9	総則	4	3定義の(2)市長その他の執行機関中、「固定資産評価審査委員会をいい」のあとに、「補助機関としての行政機関(職員)及び審査会等の附属機関が付く。」を追加してください。	補助機関については、文字通り市長を補助するための機関であり、独立した活動をするものではないため、規定はしていません。
10	総則	4	3定義の(3)を議員及び議会とし、「市内に住所を有する者(住民)によって選挙で選ばれた議員をいい、議員によって議決する機関を議会という。議員は、市長同様 条例・規則を提議することができ、議会はそれを議決する。また、議会は市長その他の執行機関に対し、市政全般の報告を請求し、管理、議決の執行及び出納を検査することができる。」としてください。	議員及び議会については、地方自治法に規定されていることから、改めて定義はしていません。
11	総則	4	3定義の(4)を補助機関とし、「市長その他の執行機関を補助する機関で、副市長、行政組織(職員)を言う。」を追加してください。	補助機関については、文字通り市長を補助するための機関であり、独立した活動をするものではないため、規定はしていません。
12	総則	4	3定義の(5)を職員とし、「市長その他の執行機関を補助する補助機関の職員であり、刈谷市役所に採用された職員を言う。」を追加してください。	補助機関については、文字通り市長を補助するための機関であり、独立した活動をするものではないため、規定はしていません。
13	総則	4	3定義の(6)を自治とし、「自治」とは、「自ら考え、自ら責任を持って行動することであり、地方の運営は地方の住民の意思により行われるべきとの「住民自治」と地方の運営は、国から独立した地方政府で行われるべきとの「団体自治」の、二元性があります。」を追加してください。	この自治基本条例全体が刈谷市における自治を定義したものであり、用語として定めるものではないと考えています。

刈谷市自治基本条例制定に向けた方針素案に対する意見と市の考え方

No	対象項目	ページ	意見	考え方
14	総則	4	3定義の(7)をまちづくりとしてください。また、(8)を市政とし、「地方自治の本旨として、刈谷市における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもののうち、議会又は市長その他の執行機関が担うものをいいます。」としてください。	ご指摘の点については、わかりやすい表現として、「まちづくりのうち」としていません。
15	基本原則	5	4自治の基本原則の、参加の原則を、「自治及び」を追加し、自治及びまちづくりは、市民の参加を基本とします。としてください。	「自治の基本原則」ということでの規定であり、あえて「自治及び」という表現はしていません。
16	基本原則	5	4自治の基本原則の、情報共有の原則中、「市政、自治及び」を追加し、市政、自治及びまちづくりに関する情報としてください。	「自治の基本原則」ということでの規定であり、あえて「自治及び」という表現はしていません。また、市政については、まちづくりに含まれると考えています。
17	基本原則	5	4自治の基本原則の、適正な市政運営の原則中、「自治及び」を追加し、自治及びまちづくりのためにとってください。	「自治の基本原則」ということでの規定であり、あえて「自治及び」という表現はしていません。
18	基本原則	6	(p. 6)「自治のしくみ」において「市民」に「コミュニティ」を含む旨、明記すべきと思われます。	ご指摘の点を踏まえ、条例化にあたっては、「市民」と「コミュニティ」の定義について整理します。
19	基本原則	6	(p. 6)「自治のしくみ」において「補完」は双方向の矢印とすべきです。	「補完」とは、自治の主役である市民やコミュニティでできないことを、市長その他の執行機関が補完していくという補完性の原理を意図しているため、一方の矢印となっています。
20	基本原則	6	(p. 6)「自治のしくみ」において二つの「市政運営の信託」は市長「市政執行の信託」、議会「市政意思決定の信託」と区別すべきです。	市長も市政に対する意思決定をし、議会も積極的な政策立案及び提言をするものと考えています。
21	基本原則	6	(p. 6)「自治のしくみ」において「まちづくり」が「協働」につながる矢印が必要と思います。	まちづくりのための取組みの1つが協働であると考えています。
22	自治を担う主体	7	5市民の権利・責務の<権利>1項目目「自治及び」を追加し、市民は、自治及びまちづくりに参加することができます。としてください。	「自治の基本原則」を基に定義されたものであり、あえて「自治及び」という表現はしていません。

刈谷市自治基本条例制定に向けた方針素案に対する意見と市の考え方

No	対象項目	ページ	意見	考え方
23	自治を担う主体	7	5市民の権利・責務の〈責務〉1項目目「自治及び」を追加し、市民は、自治及びまちづくりの主体であることを認識としてください。	「自治の基本原則」を基に定義されたものであり、あえて「自治及び」という表現はしていません。
24	自治を担う主体	7	5市民の権利・責務の〈責務〉2項目目「自治及び」を追加し、自らも自治及びまちづくりの情報を発信するよう努めます。としてください。	「自治の基本原則」を基に定義されたものであり、あえて「自治及び」という表現はしていません。
25	自治を担う主体	7	市民の役割の中に、応分の負担とありますが、市民税以外に徴収するものですか、今は税の使われ方が市民の一大関心事であると思う。	応分の負担とは、納税以外にも施設の使用料や各種手数料などの受益者負担も含まれます。
26	自治を担う主体	8,9	第3章 自治を担う主体 6. 議会の責務、7. 議員の責務、別々の項目に分ける必要はないと思う。 6. 議会、議員の責務の方が良い。	議会と議員は6と7で規定したとおり、それぞれの役割があるものと考えています。
27	自治を担う主体	9	第3章7. 議員の責務において、「議員の責務3項目」が記載されていますが、2項目目と3項目目の記載順序は逆の方が良いのではないのでしょうか？理由は、①市民との信頼関係を構築し、②全体の観点からの適切な判断をし、③審議及び政策立案能力の向上を行うのであるから、2項目目と3項目目は順序を逆にした方が良いと思われま	ご指摘のとおり、2項目目と3項目目の記載順序を変更します。
28	自治を担う主体	9	8. 市長その他の執行機関の責務において、「市長その他の執行機関は、まちづくりに必要な人材を育成します。」と規定しており、この規定内容には問題は無いが、説明において人材育成対象に市民も含まれると説明されている。まちづくりは市民の声・考えを聞いて市が主体的に行うものであり、まちづくりのために市民を人材育成する必要は無いのではないのでしょうか。	自治の主役である市民が、まちづくりの担い手としてその役割を果たすように成長することは、市民主体の自立した地域社会の構築に向けて重要なことと考えています。
29	自治を担う主体	9	(p. 9)「開かれた市政運営」は「市民の意見を聞く機会を設けるなど開かれた市政運営」と具体的に記述すべきです。	市民の意見を聞く機会を設けることは、次の項目に規定していると考えています。

刈谷市自治基本条例制定に向けた方針素案に対する意見と市の考え方

No	対象項目	ページ	意見	考え方
30	自治を担う主体	10	<p>10. 子供への責務があるが、高齢者の責務がない。</p> <p>11. 高齢者への責務 を追加</p> <p>過去の貴重な体験(戦争、伊勢湾台風、三河大地震等)を体験した高齢者達の実体験を後世の子供たちに伝えていかねがならない。特にシベリアから帰還した岡田先生の餓えと零下60℃の寒さに苦しみぬいて死んでいった多くの軍人の悲惨な思いを伝えることにより、平和社会の大切さを知る糧としていかねばなりませんね。</p>	<p>特に「子ども」の項目だけ設けたことは、子どもを「現代の社会を引き継ぎ、未来という次の世代を担う大切な存在」と捉え、これを守り育てることはとりわけ重要なこととして、刈谷市が次世代育成に取り組む姿勢を強く示したいためです。ご指摘にある、高齢者の責務についても、子どもへの責務に含まれると考えています。</p>
31	市政運営	15	<p>17. 個人情報保護に関して、素案のように規定されているが、個人情報保護の理念の大前提は、「必要の無い個人情報を取得しない」ことであるので、その文言を素案に入れてはどうでしょうか。</p>	<p>自治基本条例は自治に関する基本的なルールを定めた理念条例であり、基準については、個人情報保護条例において規定しています。</p>